	の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補填債」という。）並びに平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成三十年二月二十六日付け総財地第二十二号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補填債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額並びに地方法人特別譲与税の百分の八十（平成十五年度以降の各年度にあつては百分の七十五）に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び利子割交付金に係る額の百分の七十五に相当する額	
四十五　臨時財政特例対策のため平成九年度から平成二十九年度までの各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［2　略］ 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債の額。この場合において、組合又は港務局が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。	千円
四十六　平成九年度から平成二十九年度までの各年度の財源対策のため当該各年	1　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成九年度から平成二十九年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。）	

	減収補填債」という。）並びに平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十八日付け総財地第五十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補填債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額並びに地方法人特別譲与税の百分の八十（平成十五年度以降の各年度にあつては百分の七十五）に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び利子割交付金に係る額の百分の七十五に相当する額	
四十五　臨時財政特例対策のため平成八年度から平成二十八年度までの各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［2　同上］ 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、平成八年度において「平成八年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る許可予定額の枠配分（最終分）について（平成九年三月二十五日付自治地第四十九号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「平成八年度臨時財政特例債に対する枠配分額（第一次配分）の決定について（平成八年九月十七日付自治準企第二百八号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」及び「平成八年度臨時財政特例債に対する枠配分額（第二次配分）の決定について（平成九年二月二十八日付自治準企第五十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債の額。この場合において、組合又は港務局が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。	千円
四十六　平成八年度から平成二十八年度までの各年度の財源対策のため当該各年	1　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。）	